

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年1月13日(金) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階大会議室

3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	9番 片岡一矢	10番 木下泉
11番 宇津木利正	12番 太田一己	13番 川野実重
14番 河崎繁	15番 雪上勲	16番 古澤直通
17番 高原峯夫	18番 大森茂利	19番 藤澤美芳
20番 長船裕一	21番 永守修一	22番 久山英之
23番 上村善亮	24番 石黒五月	25番 大内美智子
26番 原野健一	27番 石原芳高	

欠席委員

8番 大森一廣

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 久山 貴史

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

その他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたので、ただ今から平成28年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） 皆さん、あけましておめでとうございます。非常に寒い中、またご予約の多い中にご出席いただき、ありがとうございます。今年も1年よろしく願いいたします。今日も複数の議案が挙がっていますが、総会終了後には農業委員会法改正に伴う制度変更についても皆さまの意見を聞きたいと思っておりますので、長時間となりますが、よろしく願いします。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち26名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、8番・大森委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに5番・小西委員、6番・高原委員、よろしく願いします。
早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案1頁目の農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成28年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で農地転用許可相当と議決されました、株式会社あたっくの農地法第5条許可申請につきまして、転用面積が30aを超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、平成28年12月22日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
続きまして、1頁目下段をご覧ください。同じく平成28年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で農地転用許可と議決されました、■■■外1件について、平成28年12月22日の瀬戸内市開発審議会では事業の承諾ありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものでございます。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。

それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町上山田■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町上山田■■」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は875㎡。譲受人の農地までの距離は5m。耕作面積は19,385㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■■」さんが田として耕作しており、今後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の宇津木委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【2番案件】

譲受人「邑久町北池■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。譲渡人「邑久町北池■■ ■■ ■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町北池■■■■」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は171㎡。譲受人の農地までの距離は5m。耕作面積は23,324㎡です。家族数、

耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■ ■■」さんが畑として耕作しており、今後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の太田委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、11番・宇津木委員さんお願いします。

11 番 委 員 11番宇津木です。これは、■■さんが■■さんの田んぼをこれまでも耕作していたようです。■■さんも高齢になって管理も難しくなったので、耕作してもらっている光延さんに売買の相談をしたところ、話がまとまったようでございます。特に問題はありません。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて2番案件の担当委員さん、12番・太田委員さん、お願いいたします。

12 番 委 員 太田でございます。譲受人の■■さんは譲受人の■■さんの畑を従前より耕作しておりました。この度、■■さんからの相談により、耕作者の■■さんに申請地を贈与することとなったそうです。特に問題ありませんので、よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見ですが、まず1番案件についてですが、アジアホームさんの案件はブルーラインの北側の集落の中の田でありまして、これまでも管理があまりできていない状況にありました。■■さんが土地の処分を考えていたところ、アジアホームさんとの話がまとまったそうです。地元の役員からも同意を得ているようで、特に問題はありません。
- それでは、2番案件の担当委員さん、17番・高原委員さん、お願いいたします。
- 17番委員 17番・高原です。この2番案件ですが、申請人は親子関係にありまして、■■さんの家から近い所有地に息子夫婦が家を建てるものがございます。隣地への被害もないということで、何も問題ないと思われ
- ます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第2号議案のうち3番案件を除いた案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして3番案件の説明の前に関係委員さんは退席をお願いします。
- (長船委員退室)
- それでは、第2号議案3番案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。議案資料3頁をご覧ください。
- 【3番案件】**
- 借人「倉敷市大島■■ ■■ ■■ ■■」。貸人「長船町長船■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町長船■■」。地目は「田」。面積は253㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建 1棟 81.23㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、自己資金が■■です。隣地への被害はありません。なお使用貸借権設定するものとなっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては資料7ページを御覧ください。長船浄化センターから南に約100mのところ
- に位置しております。
- 以上、事務局からの説明を終わります。

- 議 長 はい、それでは、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。
3番案件の担当委員さん、19番・藤澤委員さん、お願いいたします。
- 19番委員 19番・藤澤です。担当委員が利害関係人ということで隣の地区の私が代わりに話を聞いております。申請人は親子関係にあり、娘婿が申請地に自宅を建てるものでございます。条件等は特に問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第2号議案3番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第2号議案3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。
(長船委員 入室)
- 続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事務局 次回は、2月8日水曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所2階大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、3月15日水曜日に開催予定となっております。事務局からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成28年度1月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。
(午前10時10分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 1月13日

議 長

署名委員

署名委員